

## 神奈川県イノシシ管理計画（仮称）について

最新版

### 1 策定の趣旨

近年、イノシシによる農作物被害が増加し、平成28年度の農作物被害金額は8千万円を超え、過去最大となった。また、生息分布が拡大しており、生活・人身被害が懸念されている。

そこで、イノシシによる農作物被害・生活被害の軽減、人身被害の防止及び人間との共存を図るため、効果的で総合的な対策を推進する必要があることから、新たに「神奈川県イノシシ管理計画（仮称）」（以下「管理計画」という。）を策定する。

### 2 策定の経過

#### (1) 神奈川県鳥獣総合対策協議会での検討

神奈川県鳥獣総合対策協議会 2回（30年3月、6月）

#### (2) 市町村との調整

ア 管理計画策定に向けた意見照会（30年3月）

イ 管理計画素案作成に係る意見照会（30年5月）

ウ 管理計画素案に係る意見照会（30年7月～8月 県民意見の募集に合わせて実施）

#### (3) 議会での報告

平成30年第2回県議会定例会環境農政常任委員会に管理計画素案報告（30年6月）

#### (4) 県民意見募集

ア 県民意見の募集（30年7月～8月）

イ 各種会議での意見募集（地域の鳥獣対策講習会等 延べ24回）

### 3 管理計画案の概要

#### (1) 計画の根拠

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第1項に基づき、第二種特定鳥獣管理計画として策定する。

#### (2) 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

#### (3) 計画期間

平成30年10月（予定）から平成33年度までの3年6か月間

#### (4) 計画対象区域

神奈川県全域

#### (5) 基本的な考え方

イノシシは、本県の自然を構成する生物種の一つであることから、人との棲み分けによって、イノシシによる農作物や生活等への被害を防ぎ、共存することを目指す。

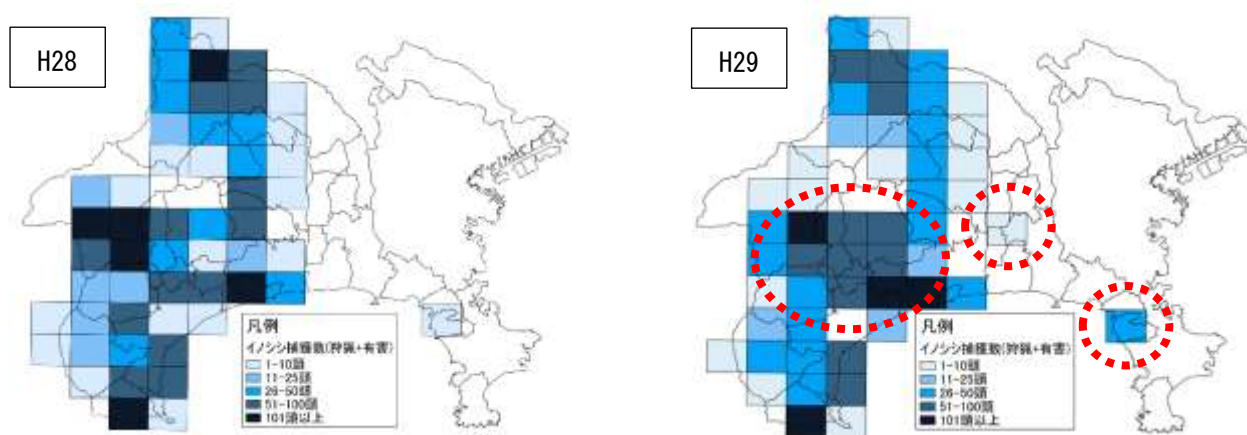
管理計画では、地域が主体となって、集落環境整備、防護対策、捕獲といった地域

ぐるみの取組を継続するとともに、生息状況や被害状況のモニタリングで得られた情報をもとに効果的な対策を推進し、イノシシによる被害の軽減及び生息分布の拡大防止を図る。

相模川以東の地域については、イノシシが生息するエリアが市街地と隣接していることから、市街地に隣接した山林や緑地に侵入し、定着するおそれについて警戒するとともに、生息分布及び被害の拡大を防止する取組を行い、イノシシの定着を解消する。

#### (6) 計画目標

- ア 農作物被害の軽減
- イ 生活被害の減少、人身被害の防止
- ウ 生息分布拡大の防止（生息メッシュ<sup>\*</sup>の減少） ※約1.6kmを1辺とするメッシュにより把握



【参考】 現行 5 kmメッシュでの捕獲分布状況（平成28、29年度）

#### (7) 管理の考え方等

##### ア 管理の考え方

地域の実情に応じて、集落環境整備、防護対策、捕獲等の対策を総合的に実施するとともに、被害対策の正しい知識及び技術の普及啓発を行い、専門的な知識に基づく適切な対策を推進する。

また、狩猟については、趣味や資源利用としての側面だけでなく、被害の未然防止に資する役割を果たしており、イノシシの捕獲の重要な手段であることから、規制緩和により狩猟を促進する。

##### イ 管理事業の進め方

###### (ア) 地域ぐるみ対策の推進

県は、市町村と連携・協力し、鳥獣被害対策に地域ぐるみで取り組む体制の構築を支援するとともに、自主的な取組の継続が可能となるよう、地域の自立を促す。

###### (イ) 事業実施状況の把握及び情報共有

県は、市町村と連携して生息状況・被害状況のモニタリングを行い、その結果を市町村等の関係機関と共有するとともに、必要に応じて広域的・専門的観点から技術的支援・情報提供等を行う。

(8) 管理事業

ア 被害防除対策

- ・イノシシの餌や隠れ場所を除去する集落環境整備の実施
- ・農地への防護柵や広域防護柵の設置

イ 捕獲

(ア) 捕獲の方法

- ・農地を利用する個体（加害個体）を優先して捕獲
- ・はこわな、囲いわなの活用を促進
- ・わな猟におけるツキノワグマの錯誤捕獲の防止

(イ) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

- ・市町村等が実施する捕獲に加え、必要に応じて、環境省の交付金を活用した県主体の捕獲等（指定管理鳥獣捕獲等事業）の実施

(ウ) 狩猟規制の緩和

- ・狩猟期間の延長
- ・くくりわなの輪の直径の制限の解除（一部地域）

ウ モニタリング

(ア) 生息状況調査

- ・市町村や狩猟者から捕獲情報を収集・集計し、生息状況を把握

(イ) 被害状況調査

- ・農作物被害、生活被害及び人身被害の情報を収集し、地域へフィードバック

(ウ) 調査結果の分析

- ・生息状況及び被害状況の情報を集約・分析し、管理計画及び事業の見直しや地域の関係者への情報提供等に活用

エ 人材育成

(ア) 県の取組

- ・市町村や農協職員等に対する被害対策手法等の研修
- ・ICT技術等を活用した捕獲技術の検証
- ・地域ぐるみの対策の推進

(イ) 市町村の取組

- ・住民や農業者等に対する防除技術習得等の研修
- ・人身被害を防ぐための餌付け防止等に係る普及啓発活動

(ウ) 農業協同組合の取組

- ・地域での活動を通じた鳥獣被害対策に関する助言

(9) 生息分布が拡大している地域での対策

相模川以東では、長らく生息が見られなくなっていたが、近年、再び生息が確認されており、特に、横須賀三浦地域では、生息分布が拡大している。

二子山山系では、生息域が市街地に囲まれていること、また、三浦半島の南部地域は、露地野菜の大産地であり、今後、生息分布が拡大すると、生活被害・人身被害や甚大な農作物被害の発生が懸念される。

そこで、同地域における個体数の減少及び生息分布の縮小を図るため、次の対策を実施する。

ア 被害防除対策及び捕獲

- ・地域に応じた被害防除対策と捕獲の実施
- ・生息分布の拡大防止のための広域防護柵の設置

イ モニタリング

- ・生息状況・被害状況のモニタリングの実施
- ・年齢構成等の把握のためのモニタリング実施の検討

ウ 監視体制

- ・早期に出没を把握するため、監視体制を整備

#### 4 県民意見募集等の結果

(1) 実施期間

平成30年7月11日（水）から8月9日（木）まで

(2) 実施結果

ア 寄せられた意見の件数 165件（県民 115件、市町村 50件）【精査中】

イ 意見の内訳

内 訳	件数
基本的な考え方について	47件
取組について	95件
その他	23件
合 計	165件

ウ 意見の反映状況

内 訳	件数
計画案に反映する意見（一部反映含む）	50件
意見の趣旨が既に素案に反映されている意見	20件
今後の参考とする意見	51件
計画案に反映できない意見	16件
その他（質問、感想等）	28件
合 計	165件

エ 寄せられた主な意見

(ア) 計画案に反映する意見

- ・ 県央地域や相模川以東だけでなく、県西地域の農作物被害や生息分布の拡大についても追記すべき。
- ・ クマの錯誤捕獲の問題点とその防止について研修等で教育指導を徹底し、普及啓発に努めるべき。
- ・ 「4 技術の開発・検討」の記載が薄い。I o Tなど情報システムを駆使するアプローチを具体的に検討するべき。

(イ)意見の趣旨が既に素案に反映されている意見について

- ・ イノシシが前からいる地域と、三浦半島のように今まさに前線になっている地域は分けるべき。
- ・ 若手や女性など新たにハンターを目指す者を育成することを追加するべき。

(ウ)今後の参考とする意見

- ・ 捕獲強化すればなんとかなるとする考えは、時代遅れ。現在の狩猟者の高齢化と減少は、イノシシの増加率を上回る捕獲を達成できていない。
- ・ 「集落環境整備」は、地域住民が担い手の中心となるべきだと考えるが、ヤブ刈りを経験したことがないと危険であり避けるべき。環境整備ができれば地域住民が参加するイベントを実施することも可能ではないか。
- ・ キャンプ場にある竹林の筍がイノシシによって壊滅状態。お客様への人身被害も懸念している。
- ・ 誤った森林施策によりシカが山の草を食べ尽くしてしまった影響で、イノシシは身を隠す場所が無い。生活の場を奪ってしまった。
- ・ 市町の取組の中に、人口減、高齢化している地域集落に捕獲してもらおうとあるが、本当に県は過疎と高齢者地域にできると考えているのか。

(エ)計画案に反映できない意見

- ・ 「生息分布及び被害の拡大を防止」との記載であるが、本来の生息分布を大きく縮小され、現在本来の状況に「回復」しつつある状態にある。狩猟により排除した野生生物の再定着を防ぐのは、「共存することを目指す」とする姿勢と整合が取れない。
- ・ イノシシの生息頭数が不明であるが、頭数調査は行わないのか。

(オ)その他（質問、感想等）

- ・ 耕作放棄地等で、現所有者が所在不明のためヤブ刈りができない場所が発生することのないように、了承を得なくてもできるよう制度化できないか。

## 5 今後のスケジュール（予定）

平成30年 9月	自然環境保全審議会へ管理計画案を諮問 環境農政常任委員会へ管理計画案を報告
10月	計画策定・公表